

徳島少年鑑別所



〒770-0816

徳島市助任本町5-40

TEL 088(652)5606

088(652)4115(相談専用)

FAX 088(655)2575

1 少年鑑別所とは

①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。

2 徳島少年鑑別所の歴史

昭和 24 年 1 月	徳島町城の内に徳島少年観護所及び徳島少年鑑別所として発足
昭和 25 年 4 月	徳島少年保護鑑別所と改称
昭和 26 年 4 月	現在地に木造平屋の旧庁舎完成
昭和 27 年 8 月	徳島少年鑑別所と改称
昭和 47 年 9 月	庁舎改築着工
昭和 48 年 3 月	現庁舎完成
平成 27 年 6 月	少年鑑別所法施行 徳島法務少年支援センター開設

3 少年の生活

- 少年鑑別所に収容された少年たちは、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活を送っています。
- 観護措置による収容期間は、おおむね4週間以内ですが、特に必要のある場合は、家庭裁判所の決定で延長されることがあります（最長8週間）。
- 所内の寮には単独室と共同室がありますが、観護処遇上又は鑑別上適当と認める場合を除き、できる限り、単独室で生活します。

在所者の標準的な日課

7:00	起床、洗面
7:30	朝食
8:40	朝礼、運動、自主学習
11:30	昼食
12:00	休憩
13:00	入浴（週3回）、運動、自主学習
16:30	夕食
17:00	録音教材放送、日記・作文記入
19:00	テレビ視聴
21:00	就寝

この日課の間に、心理テスト、面接、調査、面会などが行われます。

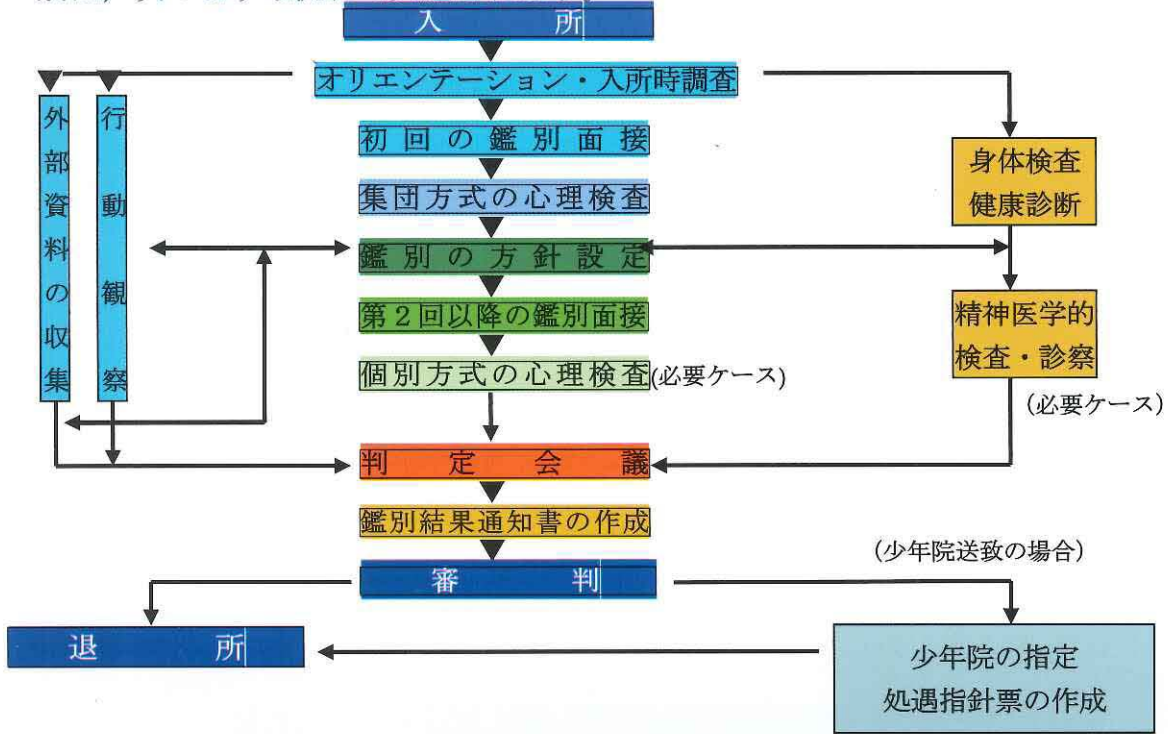
医師による入所時の健康診断を行うほか、必要な医療上の措置を講じます。外部の病院で専門的な治療を受けることもあります。

4 鑑別とは

- 鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。
- 鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行われます。

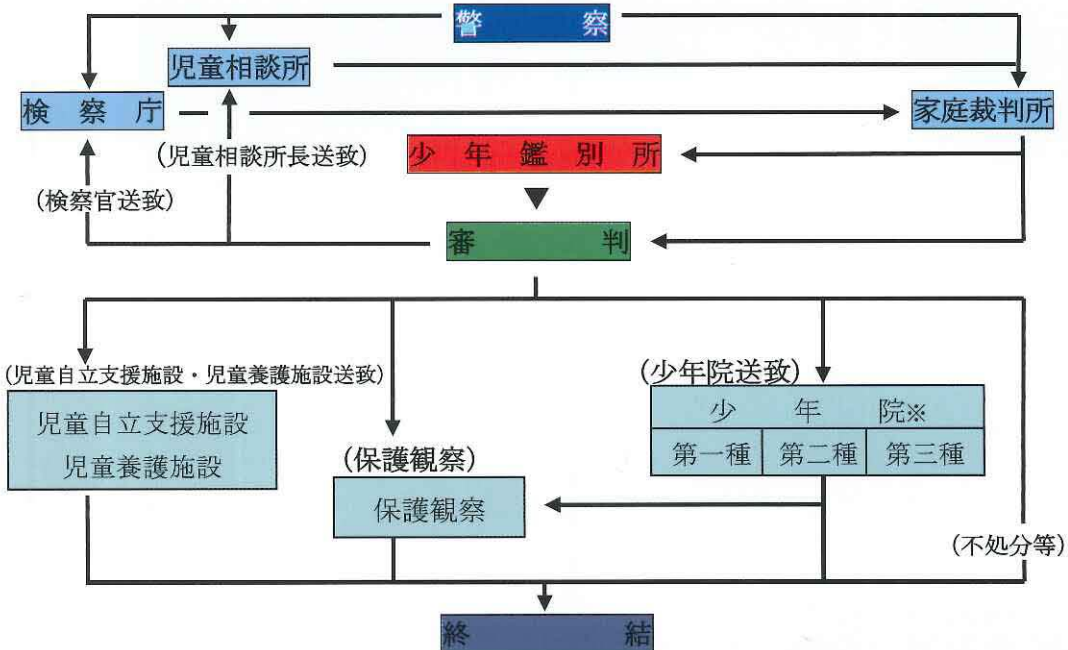
5 鑑別の流れ

家庭裁判所の求めに応じ、観護の措置が執られて収容された者に対して行われる鑑別は、次のような流れで実施されます。



6 少年審判と処遇の流れ

非行少年は、おおむね次のような流れの中で処遇されます。



※少年院には、このほかに少年院において刑の執行を受ける16歳未満の者を収容する第四種少年院があります。

徳島法務少年支援センター

専門的知識・技術を活用し、地域社会における非行・犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

●外来相談

非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校のトラブルなどについて、御本人や御家族、学校の先生などからの御相談に応じます。秘密は守られますので、安心してお気軽にご利用ください。

●研修会、講演会などへの講師派遣

学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などで、非行や子育ての問題についての説明、青少年に対する教育・指導方法についてのコンサルテーションなどを行います。

●法教育の実施

児童や生徒などに対して、少年事件の手続の流れなどについて分かりやすく説明します。

・相談の受付

土曜・日曜・休日を除き、8時30分から17時まで。なるべく事前に電話でお申し込みください。

全国共通相談ダイヤル 0570-085-085

・相談料は無料です。

☆ 交通案内

